平成２４年（フ）第３８８号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼169番地16
債務者　中川　　淳
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５２号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目83番地２
債務者　泉川　房子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０５号
沖縄県糸満市字大度558番地　晴風苑宿泊型自立訓練事業、住民票上の住所沖縄県糸満市字座波1042番地
債務者　大城　哲次
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０８号
沖縄県那覇市識名１丁目３番31号　コーポ大田303
債務者　上原　一美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８４号
青森県弘前市大字一野渡字岡本63番地18
債務者　齊藤　淳一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３２９号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目21番15号
債務者　道木　律子（旧姓旭岡）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４１号
神奈川県秦野市渋沢２丁目22番15号　コーポかつ201号
債務者　黒木　香里（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３５２号
神奈川県伊勢原市池端512番地の８、前住所神奈川県相模原市中央区横山６丁目６番19号キャッスルマンション相模原Ｃ号館302号
債務者　佐藤　勝広
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８０号
神奈川県厚木市七沢516番地１　七沢学園
債務者　高野　和菜
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８７１号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟1001号
債務者　岩元　憲人
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８８号
大阪府摂津市鳥飼本町４丁目17番10号
債務者　山田　繁樹
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４８号
大阪市住之江区浜口東３丁目11番23号401、前住所大阪市城東区成育３丁目５番７号
債務者　八谷工業こと　八谷　宏樹
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６０号
大阪府東大阪市花園本町１丁目２番１号
債務者　木村　　猛
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９３号
大阪市住吉区南住吉２丁目14番１号　南住吉文化１階、前住所大阪市住吉区南住吉１丁目12番４―507号
債務者　里　　麗
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５１号
大阪市浪速区恵美須東１丁目19番１号
債務者　中原　　孝
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４００号
大阪府東大阪市稲田新町３―10―18　313号室、住民票上の住所大阪府門真市大橋町１番28号
債務者　青木　　博
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８１号
大阪府門真市巣本町２番17―202号
債務者　島田　昇子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部